

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 1200万円

ちょう用印紙額 5万6000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対して、各金300万円及びこれらに対する平成19年5月27日から年5分の割合による各金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

本件は、弁護士たる被告がテレビ放送中の発言において、特定の刑事事件の弁護人を務める原告らの弁護活動について、公衆に対して原告らに対する懲戒請求を行うよう扇動したことにつき、その不法行為責任を問う事案である。

2 当事者

- (1) 原告らは、いずれも広島弁護士会に所属する弁護士であって、広島高等裁判所に係属中の平成18年(う)第161号殺人、強姦致死、窃盗被告事件(いわゆる「光市母子殺害事件」の差戻控訴審。以下、「本件刑事事件」という。)において弁護人に就任している。
- (2) 被告は、大阪弁護士会に所属する弁護士であり、タレントとして多数のテレビ番組等に出演している。

3 本件被告発言

- (1) 被告は、「たかじんのそこまで言って委員会」(訴外讀賣テレビ放送

株式会社製作)に、パネリストとしてレギュラー出演している。同番組は、一部の地域を除く全国19地方局において、毎週日曜日午後1時30分から午後3時まで放送されており、15%から20%という、同時帯としては比較的高い視聴率を記録する人気番組である。

- (2) 被告は、平成19年5月27日に放送された同番組の中で、原告ら弁護団の弁護活動内容を批判したうえ、本件刑事事件における弁護団の活動について、以下のとおり発言し、視聴者に対して広く原告らに対する懲戒請求を行うよう扇動した(以下、「本件被告発言」という。本件被告発言を含む放送の内容については放送内容反訳書(甲1号証)記載のとおり。)

『ぜひね、全国の人ね、あの弁護団に対してもし許せないって思うんだったら、一斉に弁護士会に対して懲戒請求かけてもらいたいんですよ。』(甲1号証3頁)

『懲戒請求ってのは誰でも彼でも簡単に弁護士会に行って懲戒請求を立てれますんで、何万何十万っていう形であの21人の弁護士の懲戒請求を立ててもらいたいんですよ。』(甲1号証4頁)

『懲戒請求を一万二万とか十万人とか、この番組見てる人が、一斉に弁護士会に行って懲戒請求かけてくださったらですね、弁護士会のほうとしても処分出さないわけにはいかないですよ。』(甲1号証5頁)

4 違法性

- (1) 懲戒請求者に求められる注意義務

最高裁判所平成19年4月24日判決は、以下のように判示して、弁護士法58条1項に基づく懲戒請求が不法行為となる場合の一般的な要件を示している。

『弁護士法58条1項は、「何人も、弁護士又は弁護士法人について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁

護士又は弁護士法人の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。」と規定する。これは、広く一般の人々に対し懲戒請求権を認めることにより、自治的団体である弁護士会に与えられた自律的懲戒権限が適正に行使され、その制度が公正に運用されることを期したものと解される。しかしながら、他方、懲戒請求を受けた弁護士は、根拠のない請求により名誉、信用等を不当に侵害されるおそれがあり、また、その弁明を余儀なくされる負担を負うことになる。そして、同項が、請求者に対し恣意的な請求を許容したり、広く免責を与えたりする趣旨の規定でないことは明らかであるから、同項に基づく請求をする者は、懲戒請求を受ける対象者の利益が不当に侵害されることがないように、対象者に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討をすべき義務を負うものというべきである。そうすると、同項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成すると解するのが相当である。』

(2) 被告の注意義務違反

上記最高裁判決の趣旨からすれば、懲戒請求を自ら行わなくとも、特定の事件について特定の弁護士に対する懲戒請求を勧め、促す者についても、対象弁護士に懲戒事由があることを事実上及び法律上裏付ける相当な根拠について調査、検討をすべき義務がある。

にもかかわらず、被告は十分な調査、検討を行うことなく、上記のとおり、不特定多数の視聴者に対して、多数の懲戒請求を行うよう呼びかけた。

(3) 本件被告発言の違法性及び悪質性

本件被告発言は、広汎な影響力を有するテレビというメディアを通じて、不特定多数の視聴者に対してなされたものである。そして、弁護士である被告の刑事手続及び懲戒手続についての発言は、専門家による正しい知見であると視聴者に認識されやすいものであり、被告はこのような自らの発言の影響力の大きさを認識していたはずである。

さらに、被告の発言は、懲戒請求を行った懲戒請求者が申立後に綱紀委員会から求められる可能性がある陳述、資料の提出、審尋等の負担について触れておらず、視聴者に対して、懲戒手続は弁護士会に請求しさえすればよい容易なものであるとの誤解を与えるものである。これに加えて、被告は、多数の懲戒請求がなされれば弁護士会が懲戒処分せざるをえなくなると誤解させる発言をすることにより、後述のとおり多数の懲戒請求を促すこととなった。

そしてなにより、弁護士である被告は、自らを防御する能力と手段に欠けた被告人に代わり、その利益を最大限主張することが刑事弁護人の職責であり、また、それゆえに、被告人とともに弁護人までが被害者・遺族の怨嗟の対象になり、公憤に駆られた世論の激しい非難に晒される場合もあることを、当然に理解しているはずである。そのような理解がありながら、原告らの弁護活動について十分な調査・検討を尽くさずに、本件被告発言に及んだものである。

これらの事情を総合すると、被告の行為は極めて悪質であり、その責任は重大である。

5 損害

(1) 原告らに対する多数の懲戒請求

本件被告発言を受けて、原告らが本件刑事事件の弁護活動に関して平成19年8月30日までに広島弁護士会に申し立てられた懲戒請求の件

数は、原告今枝に対して302件、原告新川に対して301件、原告足立に対して318件、原告井上に対して301件にのぼる。

なお、平成18年（暦年）中の懲戒請求件数は、広島弁護士会所属弁護士に対するものは延べ20件、全国の弁護士に対するものを合計しても1367件である。

(2) 原告らの損害

弁護士が懲戒請求を受けたとき、対象弁護士は綱紀委員会から弁明書の提出を求められ、あるいは調査のための審尋を受けたり、資料等の提出を求められたりする場合もある。原告らは、本件刑事事件における弁護活動その他の弁護士業務の傍ら、多数の懲戒請求に対して弁明・反論等の対応をすることを余儀なくされ、業務に多大な支障を生じた。懲戒手続は現在も継続しており、今後も原告らは相当の負担を強いられることが明らかである。

また、本件被告発言によって多数の懲戒請求がなされることにより、原告らの社会的名誉・信用・名誉感情等が毀損され、あるいは害された。

このようにして、本件被告発言によって、原告らは、本件刑事事件の弁護人としての活動に対して、不当な重圧を受けた。

原告らの精神的苦痛及び業務に対する支障その他の損害を金銭によって慰謝することは困難であるが、あえて金銭に換算するとすれば、原告1人あたり少なくとも300万円の慰謝料をもってするのが相当である。

6 結論

よって、原告らは、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、各金300万円及びこれに対する当該不法行為の日である平成19年5月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。 以上